

**防災まちづくりの推進及び災害時における  
相互協力に関する協定書**

# 防災まちづくりの推進及び災害時における相互協力に関する協定書

## (目的)

第1条 この協定は、日本福祉大学との友好協力宣言及び包括協定を締結した自治体（以下「協定自治体」という。）と日本福祉大学（以下「大学」という。）が、平常時から防災及び減災に係る諸事業の連携と協力を図り、また、大規模な災害が発生した場合において、相互の協力により応急対策、復旧対策等の円滑化を図ることを目的とする。

## (連携協力内容)

第2条 協定自治体と大学は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力を推進する。

- (1) 防災及び減災に関する啓発及び調査研究活動とおした防災まちづくりの推進に関すること。
- (2) 食糧、飲料水及びその他の生活必需品等の物資並びにその供給に必要な資機材の提供に関すること。
- (3) この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

## (連携推進体制)

第3条 協定自治体間の連携及び支援を行うため、大学に「協定自治体連絡会事務局」（以下「事務局」という。）を置く。ただし、大学が被災した場合は、別に定める方法に従い、協定自治体のうち一自治体が事務局代行を担う。

2 協定自治体と大学は、相互に「災害時における支援」を担当する連絡担当部局及び担当者を置く。

## (支援要請)

第4条 被災した協定自治体は、第2条に規定する支援の協力が必要な場合は、支援要請を大学に行い、大学はその要請を他の協定自治体に伝達するとともに必要な調整を行う。

2 支援要請を受けた協定自治体が支援を行う場合は、本協定に基づき、個別に被災した協定自治体との間で連絡・調整を行い、支援を行う。支援を行う協定自治体と事務局は、相互に情報連絡を密にするものとする。

## (経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける協定自治体及び大学の負担とする。

2 前項の規定により難しいときは、その都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 支援活動に従事した職員が、その活動による死亡及び負傷、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、原則として当該職員の所属する協定自治体が行うものとする。

2 支援活動に従事した職員が、その活動に当たり業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請への往復途中に生じたものを除き、原則として被災した協定自治体はその賠償の責めを負うものとする。

(平常時の措置)

第7条 協定自治体及び大学は、この協定が災害時において、有効に機能するよう、平常時から、防災及び減災対策に関する調査研究等に努めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第8条 協定自治体及び大学は、この協定の内容について毎年見直しを行い、常に実効的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(協定の失効)

第9条 本協定は、協定自治体いずれかの申し立てにより、協定自治体及び大学間の協議を経て、その効力を失う。

(協義)

第10条 この協定の解釈について疑義が生じたときは、協定自治体及び大学間で協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書8通を作成し、協定自治体及び日本福祉大学の長は記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年6月8日

山形県最上町 町長

高橋重美 

山形県遊佐町 町長

時田博機 

富山県南砺市 市長

田中幹夫 

長野県阿智村 村長

熊谷香樹 

長野県辰野町 町長

加島範久 

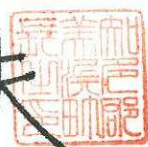
長野県宮田村 村長

川田 切康彦



愛知県美浜町 町長

山下 治夫



日本福祉大学 理事長

丸山 悟



日本福祉大学 学長

二木 立

